

## 高額医療・高額介護合算制度

高額療養費の所得区分が変更となったことで、高額医療・高額介護合算制度の所得区分も変更となります。  
医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の限度額をそれぞれ適用後に、自己負担の年額を計算して下記の限度額を500円以上超えたときには、申請によりその超えた分が支給されます。

### 合算した場合の限度額(年額/8月～翌年7月)

※70歳未満の国保の方は変更ありません。

#### ●70歳以上の国保の方・後期高齢者医療の方

7月31日まで		8月1日から	
所得区分	年間限度額	所得区分	年間限度額
現役並み所得者	67万円	III(課税所得690万円以上)	212万円
一般	56万円	II(課税所得380万円以上)	141万円
低所得者II	31万円	I(課税所得145万円以上)	67万円
低所得者I	19万円	一般(課税所得145万円未満)	56万円
		低所得者II	31万円
		低所得者I	19万円

※低所得者Iで介護保険の受給者が複数いる世帯の場合は、限度額の適用方法が異なります。

〈平成30年〉  
**8月1日**  
から

## 国民健康保険・後期高齢者医療制度の改正

保健医療課医療予防係 ☎0824-73-1155 国保年金係 ☎0824-73-1158

### 高額療養費の自己負担限度額が変わります

医療費が高額になったとき、所得などに応じて自己負担限度額が定められていますが、8月1日から、「70歳以上の国保に加入している方」および「後期高齢者医療制度に加入している方」の自己負担限度額が次の表のとおり変わります。  
※激変緩和のため、平成29年8月と平成30年8月の2回に分けて、段階的に自己負担限度額が変更されています。

### 70歳以上の国保の方・後期高齢者医療の方

※70歳未満の国保の方は変更ありません。

7月31日まで ●自己負担限度額(月額)		
所得区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み所得者 (課税所得145万円以上)	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円×1%)※1
一般 (課税所得145万円未満)	14,000円 ※4	57,600円 ※1
低所得者II ※2 (住民税非課税世帯)	8,000円	24,600円
低所得者I ※3 (住民税非課税世帯かつ一定所得以下)	8,000円	15,000円

8月1日から ●自己負担限度額(月額)		
所得区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み所得者		
III(課税所得690万円以上)	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (12カ月以内で4回目以降は140,100円)	
II(課税所得380万円以上)	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (12カ月以内で4回目以降は93,000円)	
I(課税所得145万円以上)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (12カ月以内で4回目以降は44,400円)	
一般 (課税所得145万円未満)	18,000円 ※4	57,600円 ※1
低所得者II ※2 (住民税非課税世帯)	8,000円	24,600円
低所得者I ※3 (住民税非課税世帯かつ一定所得以下)	8,000円	15,000円

8月1日から、「現役並み所得者」(病院での窓口負担割合が3割の人)が3つに区分されます。現役並み所得者のうちII(課税所得380万円以上)とI(課税所得145万円以上)の人が病院の窓口負担額を限度額までとするためには、「低所得者II」「低所得者I」の人と同様に、「限度額適用認定証」を事前に病院の窓口に表示する必要があります。「限度額適用認定証」は、市役所へ申請することで交付されます。

- ※1 過去12カ月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降の限度額(月額)は44,400円になります。
- ※2 低所得IIとは、同じ世帯の世帯主および国保被保険者(後期高齢者医療制度では世帯員全員)が住民税非課税の方です。
- ※3 低所得Iとは、同じ世帯の世帯主および国保被保険者(後期高齢者医療制度では世帯員全員)が住民税非課税で、各所得などから必要経費・控除を差し引いた所得が0円になる方です。
- ※4 平成29年8月から所得区分「一般」の方の「外来」の医療費は、8月から翌年7月までを1年間として、年間限度額144,000円が設定されています。長期療養している方の負担が増えないように、平成29年7月までの限度額12,000円の12カ月分(144,000円)として年間の上限額が変わらないようになっています。これは、平成30年8月からも変わりません。

## 平成30年8月1日から、国民健康保険の「保険証」が変わります

保健医療課国保年金係 ☎0824-73-1158

### 国民健康保険被保険者証(保険証)を更新します

現在お使いの国民健康保険の保険証は、7月31日で有効期限が切れます。  
8月1日から有効となる新しい保険証を、7月下旬に発送します。

### 保険証の名称などが変わります

8月1日から、保険証の名称が「広島県国民健康保険被保

### 国民健康保険被保険者証(保険証)に変わります

国民健康保険制度は、4月1日から都道府県と市町村が共同で運営しており、今回の更新から様式が新しくなります。  
なお、国民健康保険の手続き先は、これまでどおり市役所の担当窓口です。

### 新しい保険証は世帯主宛に「水色の封筒」で送付します

新しい保険証は、世帯主宛てにまとめて送付します。世帯員が5人以上の世帯は、封筒が複数

### 国民健康保険被保険者証(保険証)に変わります

8月1日以降に医療機関などで受診する際は、新しい保険証を使用してください。また、有効期限の切れた保険証は使用できませんので、破棄してください。  
なお、新しい保険証が届いた方、他の健康保険に加入している方は、国民健康保険の資格喪失手続きが必要です。市民生活課戸籍住民係または各支所地域振興室・市民生活室で手続きをしてください。

### 新しい保険証は世帯主宛に「水色の封筒」で送付します

新しい保険証は、世帯主宛てにまとめて送付します。世帯員が5人以上の世帯は、封筒が複数

### 70歳未満の方

#### 国民健康保険被保険者証

広島県 有効期限 平成31年 7月31日  
国民健康保険被保険者証 記号 ○○○ 番号○○○○○○○○○  
氏名 国保花子 性別 女  
生年月日 昭和○○年○○月○○日  
適用開始年月日 平成○○年○○月○○日  
交付年月日 平成○○年○○月○○日  
世帯主氏名 国保 一郎  
住所 広島県○○市○○町○○丁目○番○号  
保険者番号 ○○○○○○ 交付者名 ○○市

### 70歳～74歳の方

#### 国民健康保険被保険者証 兼高齢受給者証

広島県 有効期限 平成31年 7月31日  
国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証 発効期日 平成○○年○○月○○日  
記号 ○○○ 番号○○○○○○○○○  
氏名 国保 三郎 性別 男  
生年月日 昭和○○年 ○月○○日 負担割合 ○割  
適用開始年月日 平成○○年 ○月○○日  
交付年月日 平成○○年 ○月○○日  
世帯主氏名 国保 次郎  
住所 広島県○○市○○町○○丁目○番○号  
保険者番号 ○○○○○○ 交付者名 ○○市

※国民健康保険から交付するその他の証(限度額適用認定証など)も、8月1日から様式が新しくなります。